

事務連絡  
令和7年9月12日

関係事業者団体代表者 殿

厚生労働省職業安定局  
雇用政策課民間人材サービス推進室

「下請法・下請振興法の改正内容に関する説明会」の開催について

平素より厚生労働行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年5月、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、取引先との協議に応じない一方的な代金額の決定の禁止や対象取引の追加等の措置が講じられることとなりました。

つきましては、本改正の施行される令和8年1月1日までに広く周知を行うため、適用対象となる業界団体や事業者等を対象とする改正法説明会を別添のとおり開催することといたしました。

出席を希望される場合は、別紙に記載の登録フォームから参加登録をお願いいたします。